

授業科目の履修状況を評価し、単位を認定するため、試験が行われます。試験には、平常試験、定期試験などがあります。

① 平常試験

課題の提出、講義中の発表、授業中に行われる筆記試験（授業内試験）などで、定期試験とは別に実施される試験です。特に、演習、実験並びに製図科目においては、課題の提出が単位認定の必修条件となります。また、授業科目によっては、定期試験を行わず、平常試験の評価のみにより単位認定するものがあります。

原則、シラバスに基づき平常試験は実施しますのでシラバスの確認と科目担当者からの連絡に従ってください。

なお、受験中に不正行為をした者は、処分され卒業に影響することもあるので、不正行為は絶対にしないでください。不正行為で得た点数（評価）は、学修に当たらないばかりか社会では役に立ちません。何のために大学に入学したのかをもう一度よく考えて試験に臨んでください。

② 定期試験

学期末の一定の期間に行う試験を定期試験といいます。定期試験を実施する場合には教務課からポータルサイトを通じて連絡します。

(1) 定期試験の受験資格

- ア 該当する授業科目を、履修登録していること。
- イ 該当する科目の授業に常時出席していること。
- ウ 学生証又は仮受験票を持参しない者は受験できません。
- エ 休学期間中は受験できません。

(2) 定期試験時間割について

定期試験時間割・試験室等については、定期試験の約1週間前までにポータルサイト及び掲示により発表します。定期試験時間割は、平常の授業時間割と異なるので、特に注意してください。

定期試験時間

前 学 期

校 時	1	2	3	4	5	6	7
時 間	9 : 00 ∟ 10 : 00	10 : 20 ∟ 11 : 20	11 : 40 ∟ 12 : 40	13 : 20 ∟ 14 : 20	14 : 40 ∟ 15 : 40	16 : 00 ∟ 17 : 00	17 : 20 ∟ 18 : 20

後 学 期

校 時	1	2	3	4	5	6
時 間	9 : 30 ∟ 10 : 30	10 : 50 ∟ 11 : 50	13 : 00 ∟ 14 : 00	14 : 20 ∟ 15 : 20	15 : 40 ∟ 16 : 40	17 : 00 ∟ 18 : 00

(3) 定期試験受験注意事項

ア 受験するには

- a 事前に、受験する科目の試験日時と教室を確認して、間違いのないように受験してください。
- b 試験室には学生証を持参し、受験中は、監督者が確認しやすいように、学生証を机上に提示してください。学生証を忘れた場合には、教務課で仮受験票の交付を受けてください。学生証又は仮受験票がない者は受験できません。
- c 仮受験票の交付手続き及び取扱いは、次のとおりです。①必ず本人が直接教務課で交付申請をしてください(手数料300円)。②交付時間は、当該受験科目の試験開始時刻10分前までとします。③有効期限は、交付日当日のみとします(交付日の受験終了後直ちに教務課に返却してください)。
- d 受験にあたっては、遅刻しないように余裕をもって試験室に入るようにしてください。やむをえず遅刻した場合でも、その科目の試験開始後20分以内に試験室に入れば受験を認めます。
- e 試験室内では、携帯電話等は電源を切り、カバンの中にしまってください。また、携帯電話等を時計として使用することはできません。

イ 受験中は

- a 監督者の指示に従って受験してください。
- b 監督者の指示により受験出席調査書に学科・学年・学生番号・氏名をペン又はボールペンで明瞭に記入し、順次後ろの席に渡してください(空席は空欄とします)。
- c 試験開始後30分間は、退出できません。
- d 学生証(又は仮受験票)、筆記用具及び使用を認められたもの以外は、机上に置かないでください。ノート、書籍類、筆箱等はカバンの中に入れ、机上以外の場所に置いてください。
- e 答案用紙の学科・学年・学生番号・氏名欄は必ずペン又はボールペンで漏れなく記入してください。
- f 受験中は、私語、物品の貸し借りは禁じます。
- g 途中退室は、試験終了5分前までとし、その後は試験終了時まで退室できません。退室時は、答案を机上に伏せて静かに退室してください。
- h 試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、答案を伏せて監督者の指示により退室してください。
- i 答案用紙は、絶対に室外に持ち出さないでください。
- j 受験中に不正行為をした者は、学則第76条及び第77条1項により懲戒処分(退学・停学・訓告)となり、当該学期に履修しているすべての科目(実験・実習・実技・ゼミナールを除く)の成績が無効となります。卒業に影響することもあるので、不正行為等は絶対にしないでください。

なお、処分が決定した場合には、氏名及び処分内容を学内掲示で公表し、父母にも同時に通知します。